

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

皇宮警察本部副本部長
警視庁警備部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校警備教養部長
各管区警察局広域調整部長

警察庁丁備一発第101号
令和8年6月24日
警察庁警備局警備運用部警備第一課長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第11条第7項の規定に基づく損失補償に係る留意事項について(通達)

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律(平成28年法律第9号。以下「法」という。)第11条第7項は、警察官等(警察官又は皇宮護衛官をいう。以下同じ。)が同条第2項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による措置をとったことにより加えられた財産上の特別の犠牲に対して、適切な補償を行わなければならない旨を定めている。

この点、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第47号)の施行に伴い、対象施設周辺地域の範囲が拡大されるとともに、法第11条第2項に規定する「必要な措置をとること」に「対象施設の管理者その他関係者に対し当該措置をとることを命ずること」が含まれることが明確化されること、これらを踏まえ、同条第7項の規定に基づく損失補償を適切に実施するに当たって留意すべき事項は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 損失補償の要件

皇宮警察本部又は警視庁若しくは道府県警察本部(以下「警察本部」という。)は、次のいずれにも該当する場合には、法第11条第7項の規定に基づく損失補償を実施するための手続を可及的速やかに進めること。

- (1) 第三者(警察官等及び法第10条第1項又は第3項本文の規定に違反して小型無人機等の飛行を行った者以外の者をいう。以下同じ。)の財産に損失があること。
- (2) 前記(1)の損失が、法第11条第2項の規定による措置(警察官等が同項の規定により対象施設の管理者その他関係者に対し命じた措置を含む。以下同じ。)により生じたものであること。

2 初動対応

- (1) 警察官等が法第 11 条第 2 項の規定による措置をとった際には、当該措置により第三者の財産に損失が生じていないか、注意深く確認し、損失が認められた場合又は警察官等が認知する前に第三者から財産の損失について申告があった場合には、当該第三者又はその関係者に対し、法第 11 条第 7 項の規定に基づく損失補償について教示すること。
- (2) 前記(1)の場合には、可及的速やかに、当該第三者又はその関係者の立会いの下、当該財産の写真撮影を行うなど、その損失状況を客観的に明らかにするための措置を講ずること。

3 給付

法第 11 条第 2 項の規定による措置をとった警察官等が属する所属の長等（以下「所属長」という。）は、遅滞なく、当該措置及び前記 2 の初動対応の状況等について、警察本部の損害賠償事案（適法無過失な職務執行に伴う損失に対する補償・見舞金等を含む。）に係る事務を所管する所属の長等と緊密に連携し、必要な調査を行い、時価等を考慮して損失の原状回復に必要な補償額の算出を行った上で、可及的速やかにこれが当該損失を受けた第三者に給付されるよう調整すること。

4 その他

- (1) 法第 11 条第 7 項に規定する「通常生ずべき損失」とは、社会通念上の一般的な事情の下において生ずる損失のことであり、特別の事情に基づく損失は含まれないと解されるところ、損失補償については、個別具体の事案に応じて、その要否の判断や補償額の算出が行われるべきであり、損失を受けた第三者の理解が得られるよう、誠意を持って対応すること。
- (2) 法第 11 条第 7 項の規定に基づく損失補償の対象は財産上の損失に限られるところ、生命又は身体に対して生じた損害や精神的な損害を受けた者に対しては、個別の事情に応じて当該損害の回復を図る方法を別途検討すること。
- (3) 上記(2)の検討を含め、法第 11 条第 7 項の規定に基づく損失補償に関して疑義が生じたときは、警察庁警備局警備運用部警備第一課に速やかに連絡すること。